



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表

令和元年8月30日

## 山梨県最低賃金が変わります！ ～ 1時間 837円へ～

- 1 山梨労働局（局長 藤本達夫）は、令和元年8月30日、下記のとおり、山梨県最低賃金の改正決定を行った。本日付けで官報公示され、令和元年10月1日から発効する。

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| ・ 1 時 間 | 8 3 7 円（現行 8 1 0 円） |
| ・ 効力発生日 | 令和元年 10 月 1 日       |

- 2 山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、同審議会に対して調査審議を求め、慎重な審議を重ねた同審議会の意見（答申）を尊重して最低賃金の改定を行っている。

本年は7月1日に改正諮問を行い、8月5日に答申を受けた。その後、答申内容に係る意見公示を行ったところ、異議の申出がなされ、8月21日に開催された同審議会において、異議の申出の取扱いについて審議を行った結果、「8月5日付け答申どおり決定することが適当。」との答申を受けた。

当局では、この答申後に公示等諸手続きを行い、本日、官報に公示されたことから、上記の最低賃金額について、令和元年10月1日から効力が発生することとなった。

（ ）

- 3 山梨県最低賃金は、特定最低賃金が適用される労働者を除き、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態、性別、年齢、国籍を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるものであり、改定される最低賃金額を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要である。

山梨労働局においては、改定された最低賃金額の周知を図るため、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関等に周知の依頼をするとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図っていくこととしている。

- （ ） 山梨県内の事業場においては、労働者に原則として同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。

添付資料：別添1 山梨県の最低賃金（リーフレット）

別添2 山梨県最低賃金の推移

# 山梨県の最低賃金

## 山梨県最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額	効力発生日
	837円	令和元年 10月1日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
臨時に支払われる賃金

時間外・休日・深夜手当  
1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています(改正審議中)

特 定 最 低 賃 金	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	効力発生日 平成30年12月15日
	自動車・同附属品製造業	896円	効力発生日 平成31年1月3日

年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鯉沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鯉沢655-50	(0556-22-3181)

## 山梨県最低賃金額の推移

	時間額	引上額	引上率	効力発生日
平成 14 年	647	0	0.00	H14.10.1
15 年	647	0	0.00	H15.10.1
16 年	648	1	0.15	H16.10.1
17 年	651	3	0.46	H17.10.1
18 年	655	4	0.61	H18.10.1
19 年	665	10	1.53	H19.10.28
20 年	676	11	1.65	H20.10.25
21 年	677	1	0.15	H21.10.1
22 年	689	12	1.77	H22.10.17
23 年	690	1	0.15	H23.10.20
24 年	695	5	0.72	H24.10.1
25 年	706	11	1.58	H25.10.18
26 年	721	15	2.12	H26.10.1
27 年	737	16	2.22	H27.10.1
28 年	759	22	2.99	H28.10.1
29 年	784	25	3.29	H29.10.14
30 年	810	26	3.32	H30.10.3
令和 元 年	837	27	3.33	R元.10.1